

ご宿泊約款

当ホテルをより快適にご利用いただくために
必ずお読みください。



適用範囲 _____ 第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み _____ 第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方には、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 電話番号等の連絡先その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合は、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 当ホテルにお申し出いただいた事項に変更が生じた場合には、速やかに変更した内容を当ホテルにお申し出ください。
4. 第1項でお申し出いただいた内容が虚偽であることが判明した場合または前項に違反して変更内容のお申し出をいただけなかった場合には、宿泊契約締結の拒否または宿泊契約の解除をさせていただきますことがございます。

宿泊契約の成立等 _____ 第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第17条規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約 _____ 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、同項の申込金の支払いを要しないこととすることがあります。
2. 当ホテルが宿泊契約の申込みを承諾するに当たり前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、申込金の支払いを要しないものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否 _____ 第5条

当ホテルは、次に掲げる場合には、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (5) 宿泊客が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ)に該当するとき。

- (6) 宿泊客または宿泊客が所属する組織の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力に該当するとき。
- (7) 宿泊客または宿泊客が所属する組織が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当するとき。
 - (イ) 反社会的勢力に支配されていると認められるとき。
 - (ロ) 反社会的勢力の実質的関与を受けていると認められるとき。
 - (ハ) 自己、所属する組織もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (ニ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宿泊客が、当ホテルの器物を損壊する行為もしくは業務を妨害する行為、または当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、わいせつ行為、土下座の強要、威圧的な不当要求、当ホテル従業員のプライバシーや人権を侵害する言動その他著しい大声や人格攻撃といった声量や内容において社会的相当性を逸脱しもしくは風紀を乱す言動を行ったとき、またはかつてそれらと同様の行為を行ったと認められるとき。
- (10) 宿泊客が、特定感染症(感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症および指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの)の患者等であるとき。
- (11) 特定感染症が国内で発生している期間において、宿泊客がマスク着用や健康状態の確認といった感染防止に必要な協力についての当ホテルからの求めを正当な理由なく拒んだ場合、または宿泊客に発熱など特定感染症の症状があった場合において、特定感染症の患者に該当するか否かの当ホテルからの報告要請及び感染防止のための協力要請に正当な理由なく応じないとき。
- (12) 宿泊客が、当ホテルまたは当ホテルの従業員に対し、不当な割引や不当な部屋のアップグレード等の過剰なサービスを繰り返し求める行為、特定の従業員にのみ自身の対応をさせることもしくは特定の従業員を出勤させないことを繰り返し求める行為、社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為、対面や電話等により長時間にわたって叱責等しながら拘束する行為等、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。
- (13) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (14) 以下の(イ)～(ヘ)に該当する物品の持込みが見込まれるとき。
 - (イ) 動物、鳥類(ペット類)。ただし、身体障害者補助犬は除く。
 - (ロ) 著しく悪臭を発生するもの
 - (ハ) 火薬、揮発油類、燃料その他の発火または引火しやすい物質およびそれらを使用した製品
 - (ニ) 麻薬、非法薬物またはそれに類するもの
 - (ホ) 鉄抱、刀剣類
 - (ヘ) その他、施設内に持ち込むことにより、風紀を乱し、または施設内の安全管理や業務運営に支障が出ること等により他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすことになる性質または量の物品

宿泊客の契約解除権 _____ 第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けれます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

当ホテルの契約解除権 _____ 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法律、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあればと認められるとき。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

当ホテルの契約解除権 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法律、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、泥酔等により他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - (3) 宿泊客が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ)に該当するとき。
 - (4) 宿泊客または宿泊客が所属する組織の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力に該当するとき。
 - (5) 宿泊客または宿泊客が所属する組織が、以下(イ)から(ホ)までのいずれかに該当するとき。
 - (イ)反社会的勢力に支配されていると認められるとき。
 - (ロ)反社会的勢力の実質的関与を受けていると認められるとき。
 - (ハ)自己、所属する組織もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (ニ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6)宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7)宿泊客が、当ホテルの器物を損壊する行為もしくは業務を妨害する行為、または当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、わいせつ行為、土下座の強要、威圧的な不当要求、当ホテル従業員のプライバシーや人権を侵害する言動、その他著しい大声や人格攻撃といった声量や内容において社会的相当性を逸脱しもしくは風紀を乱す言動を行ったとき、またはかつてそれらと同様の行為を行ったと認められるとき。
 - (8)宿泊客が、特定感染症(感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症および指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの)の患者等であるとき。
 - (9) 特定感染症が国内で発生している期間において、宿泊客がマスク着用や健康状態の確認といった感染防止に必要な協力についての当ホテルからの求めを正当な理由なく拒んだ場合、または宿泊客に発熱などの特定感染症の症状があった場合において、特定感染症の患者に該当するかどうかの当ホテルからの報告要請及び感染防止のための協力要請に正当な理由なく応じないとき。
 - (10) 宿泊客が、当ホテルまたは当ホテルの従業員に対し、不当な割引や不当な部屋のアップグレード等の過剰なサービスを繰り返し求める行為、特定の従業員にのみ自身の対応をさせることもしくは特定の従業員を出動させないことを繰り返し求める行為、社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為、対面や電話等により長時間にわたって叱責等しながら拘束する行為等、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。
 - (11) 宿泊客が、ベッド等での寝たばこ、消防用設備等に対する無用な作為その他当ホテルが定める利用規則の禁止条項に反する行為を行おうとしたとき、または行ったとき。
 - (12) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (13) 以下の(イ)～(ハ)に該当する物品が持ち込まれたとき。
 - (イ)動物、鳥類(ペット類)。ただし、身体障害者補助犬は除く。
 - (ロ)著しく悪臭を発するもの
 - (ハ)火薬、揮発油類、燃料その他の発火または引火しやすい物質およびそれらを使用した製品
 - (ニ)麻薬、非合法薬物またはそれに類するもの
 - (ホ)鉄砲、刀剣類。

(ヘ)その他、当ホテル施設内に持ち込むことにより、風紀を乱し、または施設内の安全管理や業務運営に支障が出る等により他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすことになる性質または量の物品

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいたしません。
3. 第1項(1)から(11)に該当する事態が生じた場合は、当ホテルは、宿泊契約の解除の有無にかかわらず、速やかに警察等関係機関と連携の上、厳格に対処させていただきます。

宿泊の登録 第8条

1. 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および電話番号
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(パスポートをコピーさせていただきます)
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 当ホテルは、お預かりした個人情報(株式会社パークイン五所川原の個人情報保護方針に基づき適切に管理いたします)。

延長料金 第9条

当ホテルは、規定時間外の客室利用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

[追加料金]

- (1) 午後1時まで …… 1泊料金の30%
- (2) 午後3時まで …… 1泊料金の50%
- (3) 午後3時すぎ …… 1泊料金の全額

※満室の場合等、規定時間外の客室利用を応じかねる場合もございます。

利用規則の遵守 第10条

宿泊客は、以下の内容を含むものとして当ホテルが定める利用規則および当ホテル内に提示する館内ルールに従っていただきます。

1. 客室には訪問客をお招きにならないでください。
2. 当ホテルの従業員が、宿泊客の安全確認、衛生管理等の必要から客室内に立ち入る場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
3. ロビーおよび客室内に次のものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類(ペット類)。ただし、身体障害者補助犬は除く。
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 火薬、揮発油類、燃料その他の発火または引火しやすい物質およびそれらを使用した製品
 - (4) 麻薬、非合法薬物またはそれに類するもの
 - (5) 鉄砲、刀剣類
 - (6) その他、当ホテル施設内に持ち込むことにより、風紀を乱し、または施設内の安全管理や業務運営に支障が出る等により他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすことになる性質または量の物品
4. 館内での以下の行為を禁止させていただきます。
 - (1) 喫煙室や喫煙ブース等、当ホテルでの所定の場所以外での喫煙(電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含みます)
 - (2) 香を焚く行為その他著しく臭いや煙が発生する行為
 - (3) 客室内ユニットバス・シャワーブースにおける染毛や漂白剤の使用
 - (4) 館内備品以外の高熱や騒音を発する機器の使用
 - (5) とばくその他風紀を乱す行為および他のお客さまに迷惑を及ぼす行為
 - (6) 当ホテルの許可なく客室やロビーその他当ホテルの設備を事務所・事業所として使用する行為(客室の宿泊以外の利用はお断りいたします。)
 - (7) 許可なく客室内の現状を変更するような加工を行う行為
 - (8) 他のお客さまに広告物を配付する行為
 - (9) 当ホテルの事前の許可なく客室やロビーその他当ホテルの設備や宿泊客および従業員を取材・撮影する行為およびそれらの行為により取得した情報・音声・映像等を対外的に公開する行為並びに従業員に対して個人的な質問を行う行為
 - (10) 非常階段・屋上・機械室・事務室・厨房等の客用部分以外の施設・設備に立ち入る行為

5. 館内の諸設備および諸物品の取扱いに際しては、以下の点をお守りくださいようお願い申し上げます。
 - (1) 本来の目的以外の用途にご使用なさらないでください。
 - (2) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (3) 所定の場所から移動したり、加工したりなさらないでください。
6. 廊下やロビーなど客室以外の場所に所持品を放置なさらないでください。
7. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
8. 不可抗力以外の理由により、建造物・備品その他の当ホテルの物品を損傷・汚損された場合は、相当の修繕費を弁償させていただきます。
9. 長期間連泊される場合の客室については、客室の衛生管理等の観点から7日に1度以上の頻度で客室清掃を実施させていただきます。また、当ホテルの判断するタイミングにおいて定期的に客室変更を実施させていただきます。
10. 当ホテルが、ご利用者様の本人確認のため身分証明書（パスポート・運転免許証等）のご提示を求めた場合には、速やかにご協力くださいますようお願い申し上げます。
11. 館内共用部のトイレにつきましては、身体的（生物学的）な特徴の性に従ってのご利用をお願いいたします。
12. 本条が規定する事項に応じていただけない場合は、宿泊契約の一部または全部を解除させていただくことがございます。

料金の支払い 第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料の内訳およびその算定方法は、別表1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際または当ホテルが請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 宿泊料金は前払い制になっております。

当ホテルの責任 第12条

1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルが提供するWi-Fi等インターネット接続サービスについては、利用者の判断と責任においてご利用ください。当ホテルでは、通信環境・通信速度を保証するものではありません。また、その他の接続品質、利用者の所有する機器の故障・不具合、セキュリティ等について、当ホテルは一切の責任を負いません。
3. 自然災害および電気・水道・ガス等の供給元からの予期せぬ途絶その他当ホテルにおける施設管理に起因しない原因で生じた停電、断水および施設の不具合・使用不能並びに非常用放送設備の発報に起因したお客様のトラブルにつきましては当ホテルは賠償の責を負いません。
4. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

駐車場利用規則 第13条

1. ご利用時間は、チェックイン時刻からチェックアウト時刻までとさせていただきます。
2. 当ホテルは、次の事由によって生じた車輛または利用者の損害については賠償の責を負いません。
 - (1) 自然災害その他不可抗力による事故および故障
 - (2) 当該車輛の積載物または取付物が原因で生じた事故
 - (3) 当ホテルの責に帰することのできない事由によって生じた衝突および接触その他駐車場内における事故ならびに利用者間の一切のトラブル
 - (4) 車内における物品、貴重品の紛失および盗難
3. 宿泊客が駐車場の施設等を損傷したときは、その損害を弁償させていただきます。
4. 当ホテルは、場内において不正駐車を発見したときには、車輛の利用者に不正駐車による損害の賠償を請求いたします。

宿泊の責任 第14条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入ったときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊客が出発するために客室をあけた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊客に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんしません。

寄託物等の取り扱い 第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けできる物品または現金並びに貴重品の上限額は10万円とします。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、それが、不可抗力であるときを除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金並びに貴重品に付いては、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
4. 宿泊客が、手荷物やクリーニングサービスの利用で衣類をフロントに預け、3か月を経過してもお引き取りいただけなかった場合で、その間に宿泊客との連絡がつかなかったときには、所有権が放棄されたとみなし、廃棄処分させていただきます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管 第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管します。
2. 宿泊客（所有者）がチェックアウトしたのち当ホテルに保管の依頼なく、当ホテル内に置き忘れられた手荷物および携行品については、原則として当ホテルからの連絡はいたしません。置き忘れられた手荷物および携行品については、宿泊客（所有者）からの照会の連絡を待ちます。宿泊客（所有者）の指示がない場合は、当ホテルの判断において、最寄りの警察に届けるか、3か月経過後処分させていただきます。なお、飲食物、たばこ、雑誌および衛生環境を損なう懸念のある物品については、即日廃棄させていただきます。
3. 置き忘れられた物品の発送に要する費用につきましては、宿泊客（所有者）の負担とさせていただきます。
4. 本条に係る物品の保管に関する当ホテルの責任は、宿泊約款第15条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の責任 第17条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客におかれましては、当ホテルに対し、その損害を賠償させていただきます。

専属的合意管轄および準拠法 第18条

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの本社所在地を管轄する 日本 の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳		税金(イ・ロ)の精算
	宿泊料金(1)	① 基本宿泊料 ② 税金 イ. 消費税	イ. ①の消費税 各都道府県の条例等の 宿泊税
追加料金(2)	③ 飲食料及びその他の 利用料金 ④ 税金 ロ. 消費税	ロ. ③の消費税	

※ 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。
※ 入湯税、宿泊税は各都道府県の条例等によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約 申込人数	契約解除の 通知を受け た日	不泊	当日	前日	3日前	7日前	30日前
	1 ~ 15名		100%	100%	50%	—	—
15名以上		100%	100%	100%	100%	50%	20%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

株式会社 パークイン五所川原